

## 八王子市幼児教育・保育センター設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、幼児期における教育・保育の質の向上を総合的に推進し、その中核的役割を担う八王子市幼児教育・保育センター(以下センターという。)について、必要な事項を定めることとする。

### (設置)

第2条 センターは、子ども家庭部子どもの教育・保育推進課内に設置する。

### (所掌事務)

第3条 センターは、次に掲げる事務を行う。

- (1) 幼児教育・保育施設の職員を対象とした研修に関する事。
- (2) 幼児教育・保育アドバイザーによる、幼児教育・保育内容の実践的訪問支援に関する事。
- (3) 巡回発達相談員による、行動観察や検査に基づく実践的発達支援に関する事。
- (4) 遊びをとおした総合的な幼児教育・保育ガイドラインの策定に関する事。
- (5) 保・幼・小連携の推進に関する事。
- (6) 関係機関との連携により、認定こども園を推進する事。
- (7) 幼児教育・保育の調査・研究に関する事。

### (体制)

第4条 センターは、次の各号により運営する。

- (1) センター館長は、子どもの教育・保育推進課長が兼務する。
- (2) センターの庶務は、子どもの教育・保育推進課において処理する。
- (3) センターには、幼児教育・保育アドバイザーを置く。
- (4) センターには、巡回発達相談員を置く。

### (秘密の保持及び職員の守秘義務)

第5条 事業に携わる者は、個人のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報、業務目的以外で他に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関する必要な事項は、子どもの教育・保育推進課長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和3年(2021年)2月15日から施行する。

この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。